入 札 説 明 書

三田庁舎エレベーター保守点検業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札に付する事項

(1) 業務の名称

三田庁舎エレベーター保守点検業務

(2) 仕様

別紙仕様書等のとおり

(3) 契約期間

令和８年４月１日（水）から令和９年３月31日（水）まで

(4) 履行場所

三田市天神１-10-14　三田庁舎

２　入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名

（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理

課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

　（入札参加資格審査窓口）

　 　兵庫県出納局管理課　電話(078)341-7711 内線4936

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準に

よる資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第２号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の開札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律

第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

３　入札参加の申込み

(1) 提出場所

〒665-8567 宝塚市旭町２-４-15

兵庫県阪神北県民局総務企画室財務担当　太田

電話（0797）83-3112　Fax（0797）86-4379

(2) 参加申込みの期間

令和８年２月13日（金）から同年２月20日（金）まで（持参の場合は兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで（持参の場合は正午から午後１時までを除く。）

(3) 提出書類

ア　申込書を作成のうえ上記(1)に直接持参又は郵送すること。

イ　前記２(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア　入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ　入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和８年２月24日（火）午後５時までに文書（一般競争入札参加資格確認通知書）により発送する。

そのため、返信用封筒（定型長３）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5)　その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ　申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

４　仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（仕様等に関する質問書）を提出する

こと。

ア　受付期間

令和８年２月13日（金）から同年２月20日（金）まで(持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

イ　受付場所

　　上記３(1)に同じ。

ウ　提出書類

仕様等に関する質問書

エ　提出方法

持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　質問書への回答

令和８年２月25日（水）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

５　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

６　契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

上記３(1)に同じ。

(2) 日時

　上記４(1)アに同じ。

７　入札・開札の場所及び日時

(1) 日時　令和８年３月３日（火） 午前１１時

(2) 場所　兵庫県宝塚総合庁舎　地下１階第４会議室（兵庫県宝塚市旭町2-4-15）

８　入札書の提出方法

前記７の日時及び場所に直接入札書を提出すること。なお、入札前に本人確認を行うため、本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証・マイナンバーカード等）を持参すること。

ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封上、その封皮にそれぞれ「入札事項名」、「初度入札」・「再度入札（２回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を記入し、令和８年３月２日（月）午後５時までに上記３(1)の場所に必着のこと。

９　入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 総価格における積算内訳書（様式は任意）を作成すること。

(4) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記１(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合

は、入札書と併せて委任状を提出すること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金

額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(6) 入札執行回数は、２回を限度とする。

(7) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和８年３月２日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年３月２日（月）以前の任意の日を開始日とし、令和８年４月１日（水）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入を求める場合がある。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額の合計が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11　開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

12　無効とする入札

(1) 前記２の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記２に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13　落札者の決定方法

(1) 前記１の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則

第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。

(3) 入札執行回数は、２回を限度とする。

(4) 再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14　入札に関する条件

(1) 　入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

(2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和８年４月１日まであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

(7) 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合

は、入札書と併せて委任状を提出すること。

(8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア　初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ　初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者

(10) 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

15　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16　契約書の作成

1. 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から７日以内（土曜、日曜及

び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に契約

担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により７日以内に提出できない場合は、契

約担当者の承認を得ること。

(2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(3) 契約書は２通作成し、双方各１通保有する。

(4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17　その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、

「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しな

いこと、ウ　業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、ア・イに該当する者をその受託者

としないこと、エ ア・イ・ウに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異

議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。

18　調達事務担当部局

兵庫県阪神北県民局総務企画室総務担当 馬場

電話番号：0797-83-3109

所在地 ：〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町２-４-15